

新見市DX推進方針

令和8年3月

総務部 情報政策課

1 「新見市DX推進方針」策定の背景と目的

政府が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というビジョンのもと、デジタル社会形成基本法に基づき、本市においても地域特性を活かした自立的なデジタル化の推進が求められている。近年、生成AI等の急速な進展や、地方自治法の改正による情報システムの有効利用およびサイバーセキュリティ確保の義務化など、自治体を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、急速な人口減少下においても持続可能な行政サービスを提供し続けるため、単なる新技術の導入に留まらず、デジタル化を手段として制度や組織のあり方そのものを変革する「BPR（業務再定義）」を強力に推進し、住民の利便性向上や業務効率化による人的資源のシフト、データに基づく政策立案（EBPM）を実現し、行政サービスの質をより一層高めていく必要がある。

取組にあたっては、総務省の「自治体DX推進計画」を基本指針とし、情報システムの標準化・共通化といったバックヤードの整備と、住民接点であるフロントヤード改革を一体的に進めることで、コストの最小化と住民福祉の最大化を両立し、地域社会全体のデジタル化に寄与していくものとする。

こうした社会情勢を踏まえ、本市においても「データやデジタル技術、AI等を活用し、市民の利便性向上とともに業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる」を基本理念とし、デジタル技術が地域社会へ浸透し、様々なサービスやデータが活用されるDXの実現を目指し「新見市DX推進方針」を策定する。

2 方針の位置付け

本方針は、第3次新見市総合計画に基づき、目指すまちの将来像「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」の実現に、デジタル技術の活用の側面から取り組むための方針とする。

新見市DX推進方針は、本市のデジタル化による変革の方針を示すとともに想定される個別施策を掲げており、「自治体DX推進計画」を踏まえるほか、官民データ活用推進基本法の規定に基づく「市町村官民データ活用推進基本計画」の性格をもつものと位置付ける。

3 推進体制

本市におけるDX推進のためには、全庁を横断的につなぐ推進体制の整備が必要である。

このため、副市長をトップとして、各部長等で構成する「新見市DX推進本部」を設置し、迅速な意思決定による取組の推進のほか、事業の進行管理等を担うなど庁内マネジメント体制を整備する。

情報政策課（デジタル推進係）は、同本部の庶務を処理するほか、DX推進のための総合調整等の役割を担う。

その他、DX推進担当部門（情報政策課）と各所属間の連携等を図るための「DX推進員」の配置や、専門的知見を有する外部人材の活用についても検討する。

4 推進期間

国の「自治体DX推進計画」の計画期間を踏まえ、5年間を本方針の推進期間とする。ただし、国の動向等も踏まえ必要に応じて適宜見直しを行う。

5 職員の意識改革

DXを強力に推進するためには、前例主義から脱却し、これまでの業務の進め方を抜本的に見直す職員の意識改革が必要である。

デジタル技術を活用したサービスや働き方の改善、効率化だけでなく、地域課題を解決しつつ、サービスや仕組み、仕事の在り方を変革し、新たな価値を創造する社会の実現に向け、スピード感をもって取組を進める必要がある。

6 基本方針

デジタル技術を活用した各種施策を効果的に実施するため、次の3つの基本方針を掲げる。

- (1) 基本方針1 情報基盤の整備促進等による行政事務の効率化
- (2) 基本方針2 デジタル技術の活用による暮らしの利便性向上
- (3) 基本方針3 デジタル技術の活用による地域課題の解決や新たな価値の創出

7 個別施策

個別施策は、基本方針ごとの主な取組を例示するとともにその概要を示すものである。

- (1) 基本方針1 情報基盤の整備促進等による行政事務の効率化

【主な取組】

- ①情報システムの標準化・共通化（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ②ペーパーレス化の推進
- ③AIの利用推進（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ④テレワークの推進（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ⑤セキュリティ対策の徹底（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ⑥その他基本方針1の趣旨に則した取組

【取組の概要】

- ① 情報システムの標準化・共通化（自治体DX推進計画重点取組事項）

本市では、令和7年度に国が進めるシステムの標準化を行っているところであり、経過措置対象となっている一部機能についても引き続き標準化基準に適合させる。

また、今後の国の動向を見据え、順次、再構築に向けた取組を進める。

共通化においては、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき業務・システムの共通化の取組について検討する。

- ②ペーパーレス化の推進

ICT技術を活用し、会議におけるタブレット端末等の活用や内部事務における電子決裁等の導入を推進し、業務のデジタル化・ペーパーレス化を進める。

- ③AIの利用推進（自治体DX推進計画重点取組事項）

人口減少に伴い生産年齢人口が減少する中、限られた人的資源で質の高い行政サービスを維持し続けることが喫緊の課題となっている。

こうした状況下において、国の最新指針に基づき生成AI等のデジタル技術を導入することは、事務の効率化と住民サービスの向上を両立させるために不可欠である。

具体的には、生成AIによる文書作成や要約の自動化、多言語対応の迅速化等を図ることで、職員が対面相談や政策立案といった「人間にしかできない創造的業務」に注力

できる環境を整備し、行政の付加価値を最大化させる必要がある。

以上のことから、本市においても、デジタル技術を戦略的に活用した事務執行体制の強化および具体的な運用手法の確立を検討する。

④テレワークの推進（自治体DX推進計画重点取組事項）

感染症の拡大期や災害発生時においては、柔軟で継続性の高い事務処理体制の構築が求められることから、新見市業務継続計画（BCP）に基づき、既存施設の有効活用（サテライトオフィスなど）による柔軟な働き方を実現するための環境整備を推進する。

⑤セキュリティ対策の徹底（自治体DX推進計画重点取組事項）

「新見市情報セキュリティポリシー」を地方自治法の改正に基づく『サイバーセキュリティを確保するための方針』に位置づけ、国の指針に沿った対策を徹底する。ガバメント・クラウドの利用を見据えた標準化・共通化や次期セキュリティアクラウドへの対応を進めるとともに、生成AIガイドラインの整備等、安全で最新の利活用環境を組織的に構築する。

⑥その他

その他、第3次新見市総合計画に掲げる「IoTやAIなどを活用したまちづくりの視点」に基づき、基本方針1「情報基盤の整備促進による行政事務の効率化」の趣旨に則した取組について検討する。

(2) 基本方針2 デジタル技術の活用による暮らしの利便性向上

【主な取組】

- ①BPRの取組の推進
- ②自治体フロントヤードの改革（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ③公金収納におけるeL-QRの活用及びキャッシュレス決済の推進
（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ④マイナンバーカードの普及・利活用と窓口改革の推進
（自治体DX推進計画重点取組事項）
- ⑤新たな情報発信手段の調査・研究
- ⑥その他基本方針2の趣旨に則した取組

【取組の概要】

①BPRの取組の推進

デジタル化を前提とした業務再設計（BPR）を推進し、アナログ規制の撤廃と業務標準化を進め、窓口での「書かない窓口」やオンライン手続のワンスオンリー化により住民負担を軽減する。また、RPAや生成AIによるバックオフィスの自動化、近隣自治体との業務共同化を通じ事務効率を最大化することやデータに基づく政策立案を定着させ、職員が対人支援等の高付加価値業務に注力できる持続可能な執行体制を構築する。

②自治体フロントヤードの改革（自治体DX推進計画重点取組事項）

現行の行政手続きにおいて、住民に課されている煩雑な記入負担や待ち時間の解消は喫緊の課題であり、デジタル技術を活用した住民と行政の接点（フロントヤード）の最適

化が求められている。マイナンバーカード等を最大限に活用することで、住民にとって負担の少ない窓口環境を構築し、住民の利便性と業務効率を同時に高めるため、オンライン申請の拡充を推進するとともに、対面窓口においても「書かない窓口」等の業務改革(BPR)を推進する。これら一連の取り組みによって創出された人的資源を相談支援等の高付加価値な行政サービスへ再配分することで、行政運営の質のさらなる向上を図る。

③公金収納におけるeL-QRの活用とキャッシュレス決済の普及

(自治体DX推進計画重点取組事項)

地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した公金収納の電子化と、キャッシュレス決済の普及を一体的に推進する。eL-QRの導入により、全国の金融機関や各種スマホ決済アプリでの納付を可能とし、住民の利便性向上と収納事務の自動化・効率化を図るとともに、窓口業務における多様なキャッシュレス決済の拡充やオンライン申請時の電子決済を促進することで、現金管理に伴う事務負担やリスクを低減するとともに、申請から支払いまでを非対面・非接触で完結できる、利便性の高いサービスの導入を検討する。

④マイナンバーカードの普及・利活用の推進(自治体DX推進計画重点取組事項)

マイナンバーカードは、デジタル社会を支える不可欠な基盤であり、住民の利便性向上と行政効率化を両立させるための中核を成すものである。多様なニーズに応じた機動的な申請・受取支援を強化するとともに、スマホ搭載等の利活用を推進し、基盤としての定着を図る。マイナンバーカードを「書かない窓口」での本人確認や申請書への自動入力に活用することで、住民の記入負担軽減と手続きの迅速化を実現することで、利便性を実感できる具体的な行政サービスとの連携を深め、普及促進と利活用のさらなる拡大を検討する。

⑤新たな情報発信手段の調査・研究

現在行っている行政放送や広報紙、市ホームページ等での情報発信にとどまることなく、マイナポータルや他のSNS等を有効に活用し、市のお知らせや案内・通知等を効果的に発信する手段について調査・研究を進める。

⑥その他

その他、第3次新見市総合計画に掲げる「IoTやAIなどを活用したまちづくりの視点」に基づき、基本方針2「デジタル技術の活用による暮らしの利便性向上」の趣旨に則した取組について検討する。

(3) 基本方針3 デジタル技術の活用による地域課題の解決や新たな価値の創出

【主な取組】

- ①オープンデータ化の推進
- ②地域社会のデジタル化
- ③デジタル人材の確保育成
- ④デジタル・デバイド対策(ICTの活用における格差の是正)
- ⑤Wi-Fi環境の整備推進
- ⑥その他基本方針3の趣旨に則した取組

【取組の概要】

①オープンデータ化の推進

高梁川流域連携事業として、関係自治体・民間企業等が保有している行政・経済・地理等の各分野における公共的データを一元的に集約し、地域の住民や事業者等が市民活動やビジネス、ひいてはまちづくりに活用できるような利用価値の高いデータ公開に取り組む「高梁川流域圏データポータルdata eye（データアイ）」を倉敷市が主体となって運営している。

また、県においても「おかやまオープンデータカタログ」を運営していることから、県や高梁川流域連携事業との連携を図りながら、本市保有データのオープンデータ化を推進する。

なお、データがより一層活用されるためには、利用者のニーズを踏まえたデータの公開に留意する必要がある。

②地域社会のデジタル化

5Gの普及や生成AI等の急速な技術進展を踏まえ、デジタル技術を観光振興や地元産業の活性化、安全安心な生活の確保などによる魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

このため、助成制度等を通じた各産業分野のDX化の支援を検討するほか、各地域において、地域住民自らの主体的な参画のもとに地域課題の抽出やその解決方法の検討など、地域との協働によるデータやデジタル技術の活用に関する調査・研究の取組を支援する。

③デジタル人材の確保育成

データやデジタル技術を適切に活用するためには、ICTやデータ活用に係る知識や能力を有するデジタル人材の育成が重要である。

このため、職員研修によるデジタル人材の育成を行うとともに、先端技術や情報セキュリティ等に精通した人材（国の地域情報化アドバイザー制度、地域おこし協力隊、NPO等）の活用や職員採用について検討する。

また、本市では、従来から義務教育課程においてICT教育の推進に先進的に取り組んでいるところである。今般の国のGIGAスクール構想においても、Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、児童・生徒へ1人1台のタブレット端末を配置し、授業へ導入するほか、引き続き、ICT機器を有効に活用し、各教科における主体的・対話的で深い学びの実践やプログラミング的思考の育成などを推進する。

④デジタル・デバイド対策（ICTの活用における格差の是正）

年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差を是正するため、ICTの活用推進に向け、国が行う携帯ショップ等が主体となった活動のほか、生涯学習活動の中で、プログラミング講座やICT機器の使い方講座等の開催について検討する。

なお、データやデジタル技術の活用にあたっては、デジタル・デバイドの影響を受けない「シンプルな仕組みづくり」に取り組む必要がある。

⑤Wi-Fi環境の整備推進

災害発生時の情報伝達手段や日常生活におけるICTの活用機会を確保するため、防災拠点（避難所等）や市内観光施設など市が設置する公共施設について、施設の設置目的や利用状況など総合的な観点から、Wi-Fi環境の整備についての調査・研究を進めることとする。

なお、Wi-Fi環境の充実にあたっては、伝送帯域の増幅・確保などが課題である。

⑥その他

その他、第3次新見市総合計画に掲げる「IoTやAIなどを活用したまちづくりの視点」に基づき、基本方針3「デジタル技術の活用による地域課題の解決や新たな価値の創出」の趣旨に則した取組について検討する。

8 スケジュール

国の「自治体DX推進計画」に掲げる8つの「重点取組事項」については、次のとおりのスケジュールとする。

その他の「7 個別施策」に示す各種取組については、「新見市DX推進本部」において進行管理等を行う。

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
情報システムの標準化・共通化	国が示す共通要件、機能要件に従い、標準システムの運用・改修【随時】				
	情報システム共通化の検討・導入【随時】				
AIの利用促進	生成AIの業務利用の検討・導入【随時】				
テレワークの推進	業務継続計画に基づく環境整備【随時】				
セキュリティ対策の徹底	セキュリティクラウド更新				
	セキュリティポリシー等の見直し【随時】				
自治体フロントヤードの改革	書かない窓口の導入【R8年度】				
	フロントヤードの課題抽出・改善・体制作り【随時】				
公金収納におけるeL-QRの活用とキャッシュレス決済の普及	eL-QRの活用方法の検討・導入【R11年度】				
	キャッシュレス決済の普及推進【随時】				
マイナンバーカードの普及・利活用の推進	広報・受取窓口の開設及び利用機会の創出【随時】				

※自治体DX推進計画（第5.1版）における重点取組事項については次のとおり。

「自治体フロントヤード改革の推進」、「地方公共団体情報システムの標準化」、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進、「公金収納におけるeL-QRの活用」、「マイナンバーカードの取得支援・利用の推進」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体のAIの利用推進」、「テレワークの推進」

9 参考 (用語の説明)

オープンデータ	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。</p>
官民データ	<p>電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行にあたり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。</p>
クラウド	<p>事業者等によって定義されたインタフェースを用い、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。</p>
公的個人認証サービス	<p>公的個人認証サービスとは、オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続等やインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となる。</p> <p>電子証明書には、以下の2種類がある。</p> <p>■署名用電子証明書</p> <p>インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用（例：e-Tax等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する。</p> <p>■利用者証明用電子証明書</p> <p>インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用（例：マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明する。</p>
テレワーク	<p>ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、一般的に、ICTを活用して、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと。</p> <p>（例：在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務）をいい、自営型テレワークとは、一般的にICTを活用して、請負契約等に基づき、個人事業者・小規模事業者等が業務を行うこと（SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング）をいう。</p>

マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
マイナンバー	日本国内に住民票を有する全ての人が1人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する人は住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政手続きの効率化や国民の利便性の向上など、公平公正な社会を実現するための社会基盤で、その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。
AI	Artificial Intelligence の略である。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
BPR	Business Process Re-engineering の略である。目標や目的を達成するための「業務改革」や「業務再設計」のこと。
DX	Digital Transformation の略である。デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。Trans を「X」と略す造語。
Gov-Cloud	ガバメント・クラウド。国が整備する共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称である。
IoT	Internet of Things (モノのインターネット) の略である。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをする仕組みのことで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプトを表した語である。
Society 5.0	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。 第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
SNS	Social Networking Service (Site) の略である。個人間の交流を支援するサービス (サイト) で、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。
Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線 (ワイヤレス) で LAN (Local Area Network) に接続する技術のこと。

